

京極町農業委員会総会議事録

(第31回令和8年5月27日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月27日 午後1時30分から2時35分

2. 開催場所 京極町役場 議員控室

3. 出席委員 (11人)

1 番	酒井勇一
2 番	森 忠志
3 番	後藤尚浩
4 番	横川順行
5 番	小山憲一
6 番	熊谷 聡
7 番	行天英宏
8 番	堅田 功
9 番	清本勝彦
10 番	粥川一也
11 番	船場 茂

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2 報告第1号	総会諸報告について
第3 報告第2号	農地移動斡旋委員会の経過について
第4 協議第1号	農用地区域からの除外等に係る意見照会について
第5 議案第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第6 議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
第7 議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
第8 議案第4号	農用地利用集積等促進計画の要請について
第9 議案第5号	現況証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 笠井 祐和

事務局 小貫 将仁

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後1時30分

船場会長

これより第31回京極町農業委員会総会を開会いたします。

今年は天気も非常に良くて、順調に進んでいるかと思います。雨も先日ありましたが、私の所はすぐ土埃が舞っていました。そろそろ水が欲しい人もいます。気をつけて作業してください。今日も案件ありますのでよろしくお願いいたします。

事務局

本日、出席委員は11名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は船場会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、7番行天委員、8番堅田委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

続いて、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。

委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。

1、第30回京極町農業委員会総会を、令和8年4月23日に京極町役場議員控室で開催しております。

2、同日、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会、幹旋委員会を京極町役場町民室で開催しております。内容について、申出者は、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏相手方は、〇〇〇〇氏。調査員については、堅田委員、小山委員、事務局で対応しております。

3、同日、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会、幹旋委員会を京極町役場町民室で開催しております。内容について、申出者は、〇〇〇〇氏、相手方は、〇〇〇〇氏。調査員については、小山委員、清本委員、事務局で対応しております。

4、同日、農地法第3条調査を熊谷委員、行天委員、事務局で確認しております。

場所につきましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏所有地です。

5、現地目証明調査を、5月8日に行っております。内容については、申出者、〇〇〇〇氏。調査員については、森委員、熊谷委員、後藤委員、事務局で確認しております。

7、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会、幹旋委員会を5月14日に京極町役場町民室で開催しております。内容について、申出者は、〇〇〇〇氏、相手方は、〇〇〇〇氏。調査員については、堅田委員、清本委員、事務局で対応しております。

8、農地法第4条調査を船場委員、小山委員、清本委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

報告第1号については、以上です。

議 長

ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、報告第2号「農地移動幹旋委員会の経過について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書1ページをご覧ください。日程第3、報告第2号、農地移動幹旋委員会の経過についてご報告いたします。

次のとおり農地の売買につき幹旋委員会を開催したので経過について報告するものとする。令和8年5月27日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。番号1。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、〇〇〇〇氏。番号2。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、〇〇〇〇氏。番号3。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、〇〇〇〇氏。番号4。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、〇〇〇〇氏。幹旋経過は別紙経過報告による。なお、議案書2ページ以降の幹旋委員会の経過については、委員長より報告をお願いいたします。

議 長

報告第2号、農地移動幹旋委員会の経過について、番号1番、2番、4番を堅田委員より、3番を小山委員より、報告をお願いいたします。

はじめに堅田委員お願いします。

堅田委員

それでは、農地移動幹旋委員会の経過について報告いたします。

番号1番について、幹旋年月日は、令和8年4月23日木曜日午後2時30分。開催場

所は、京極町役場町民室。当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏、相手方が、〇〇〇〇氏。申出農地面積は、字〇〇 〇〇番〇の畑で〇〇㎡。合計〇筆で〇〇㎡。幹旋は成立しております。幹旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金は自己資金です。

番号2番について、幹旋年月日は、令和8年4月23日木曜日午後2時40分。開催場所は、京極町役場町民室。当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏、相手方が、〇〇〇〇氏。申出農地面積は、字〇〇 〇〇番〇の畑で〇〇㎡。幹旋は成立しております。幹旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金は自己資金です。

番号4番について、幹旋年月日は、令和8年5月14日木曜日午後1時00分。開催場所は、京極町役場町民室。当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏、相手方が、〇〇〇〇氏。申出農地面積は、字〇〇 〇〇番の畑で〇〇㎡。幹旋は成立しております。幹旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金は自己資金です。

以上です。

議 長

ありがとうございました。続いて小山委員お願いします。

小山委員

それでは、農地移動幹旋委員会の経過について報告いたします。

番号3番について、幹旋年月日は、令和8年4月23日木曜日午後2時50分。開催場所は、京極町役場町民室。当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏、相手方が、〇〇〇〇氏。申出農地面積は、字〇〇 〇〇番〇の田で〇〇㎡。合計〇筆で〇〇㎡。幹旋は成立しております。幹旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金は自己資金です。

以上です。

議 長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第2号の「農地移動幹旋委員会の経過について」を終わります。

続いて、日程第4、協議第1号「農用地区域からの除外等に係る意見照会について」、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案書6ページをご覧ください。日程第4、協議第1号、農用地区域からの除外等に係る意見照会についてご協議願います。

下記のとおり京極町農業振興地域整備計画の変更及び農用地区域からの除外等について意見を求められたので、次のとおり協議する。令和8年5月27日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。

番号1。区分。除外。申請者。京極町字〇〇 〇〇〇〇氏。所在、字〇〇。地

番、〇〇番〇。地目、公簿、畑、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。理由。農家住宅建築のため。

当該地については、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に定める、農業上の利用を確保するために定められた区域である農用地区域内にある農用地となっており、原則転用は不許可となります。しかしながら、京極町農業振興地域整備計画内において建築計画が掲載された農家住宅の用に供するものであることが認められる場合は、農用地区域からの除外と例外的な転用許可を認めることができる、とされております。

今回の申請地については、申請者の営農の本拠地であるトマトハウスに程近い自己所有農地であります。現在は町営住宅に居住し車で通いながら作業にあたられておりますが、営農本拠地に近い自己所有地等の条件から当該地が選定されたものです。

まず、農用地の除外についてですが、除外をするには農振法第13条第2項各号に掲げる5つの要件であります、①農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないか。②農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないか。③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないか。④土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないか。⑤農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているか。これらをすべて満たす場合のみとされており、本事案は全て満たしていると考えております。また、京極町農業振興地域整備計画への農家住宅建築計画の掲載につきましては、「第6、農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」の項目において間違いなく追加して掲載することを町担当課より聞き取っており、除外のための条件は整っていると考えます。

番号2。区分。編入。申請者。倶知安町字〇〇、〇〇〇〇氏。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、用水、現況、畑。地積、〇〇㎡。理由。農地売買のため。

番号3。区分。編入。申請者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、公道、現況、道路。地積、〇〇㎡。理由。農作業道路売買のため。

今回の申請地につきましては、2番、3番は促進計画として売買するため編入が必要となっておりますので問題ないと思います。

協議第1号につきましては、以上となります。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは支障なしと回答を提出致します。

それでは、日程第5、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案書8ページをご覧ください。日程第5、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご審議願います。

次のとおり農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので、同条第1項による許可を受けることを要しないものであるか否か審査のうえ受理するものとする。令和8年5月27日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

それでは、議案書9ページをご覧ください。

番号1。賃貸人、〇〇〇〇成年後見人、京極町字〇〇、社会福祉法人〇〇 会長〇〇〇〇。賃借人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況、ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。合意解約書作成年月日、土地の引渡日、通知の年月日は、ともに令和8年4月23日。当初の契約。令和2年2月28日から令和12年2月27日まで。解約の理由、合意による賃貸借契約の解約。備考として、農地法第18条第1項第2号に該当。

番号2。賃貸人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。賃借人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況、ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。合意解約書作成年月日、土地の引渡日、通知の年月日は、ともに令和8年5月14日。当初の契約。令和6年9月27日から令和11年9月26日まで。解約の理由、合意による賃貸借契約の解約。備考として、農地法第18条第1項第2号に該当。

番号3。賃貸人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。賃借人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番。地目、公簿、現況、ともに畑。地積、〇〇㎡。合意解約書作成年月日、土地の引渡日、通知の年月日は、ともに令和8年5月14日。当初の契約。令和7年2月28日から令和12年2月27日まで。解約の理由、合意による賃貸借契約の解約。備考として、農地法第18条第1項第2号に該当。

番号4。賃貸人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。賃借人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況、ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。合意解約書作成年月日、土地の引渡日、通知の年月日は、ともに令和8年5月14日。当初の契約。令和7年5月12日から令和17年5月11日まで。解約の理由、合意による賃貸借契約の解約。備考として、農地法第18条第1項第2号に該当。

議案第1号につきましては、以上となります。

議 長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。 (質問・意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号については原案のとおり決定致しました。 続いて、日程第6、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	議案書の10ページをご覧ください。日程第6、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてご審議願います。 別紙の者から農地等の所有権移転をするための農地法第3条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の可否について議決を求める。令和8年5月27日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。 今月の農地法第3条の許可申請は、所有権移転が1件です。 番号1番について説明いたしますので、議案書11ページをご覧ください。 番号1。譲渡人。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏。譲受人。京極町字〇〇、有限会社〇〇 代表取締役〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況ともに、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。権利の区分、売買。譲渡理由、農地を売買するため。価格、〇〇円。10a当たり〇〇円。土地引渡しの時期、農地法第3条の許可日。譲受人の経営内容は記載のとおりです。 番号1については、議案書12ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。また、議案書13ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。 議案第2号については、以上となります。
議 長	ただいまの説明に関連して、番号1番を熊谷委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。
熊谷委員	番号1番について、議案書12ページの調査書のとおり、4月23日に調査しました。賃貸している農地を売買するものであり、問題はないと思います。 金額については、私も記憶が定かではないのですが、ここは長期間賃貸しているので、その額を引いて、この価格になった、と譲受人が言っていたと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、日程第7、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案書14ページをご覧ください。日程第7、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてご審議願います。

下記のとおり農地等を農地等以外の目的に供するため農地法第4条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の可否について議決を求める。令和8年5月27日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。番号1。申請者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。地目、公簿、現況ともに畑。理由。農家住宅建築のため。

4条転用許可についてですが、こちらは議案書15ページの審査表を基にご説明します。はじめに当該地の農地区分は除外後についてを記載しております。提出された図面や資料及び現況から判断して良好な営農条件を備えている10ha以上の集团的農地の一部であると認められることから、第1種農地と判断しました。この場合、農用地と同様に原則転用は不許可となりますが、京極町農業振興地域整備計画において建築計画が掲載された農家住宅を建築するための転用であり、自己所有地の状況や農作業効率化などの観点から鑑みて当該地に農家住宅を建築することは妥当であると考えられ、さらに、この建築計画には実施の確実性があり、被害防除が発生するおそれが無いと判断できることから、農地転用不許可の例外として許可相当であると考えますので、よろしくご審議願います。

なお、補足として、本案件については30a以下の農家住宅用地への転用、且つ、第1種農地であることから、北海道農業会議への意見聴取は不要となります事を申し添えます。

議案第3号につきましては、以上となります。

議 長

只今の事務局の説明に関連して、1番を私から報告いたします。

番号1番について、議案書15ページの審査表のとおり、5月20日に調査しました。申請地に農家住宅を建築をするもので、事務局が説明したとおり転用について、問題ないと思います。

申請者には子供も二人いて、町営住宅に住んでいるため、畑まで通うという不便な点もあると思います。この家が建つと、家族が一団となって営農できる状況になり、地域の活性化にもつながるものと思います。

以上です。

それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

続いて、日程第8、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題といたします。堅田委員、酒井委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議案書20ページをご覧ください。

日程第8、議案第4号、農用地利用集積等促進計画の要請についてご審議願います。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る北海道農業公社への要請のため、促進計画を作成したので議決を求める。また、農地中間管理機構が計画のとおり許可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求める。令和8年5月27日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の案件は、1議案15件となっており、所有権移転の計画が4件、新規の利用権の設定の計画が11件です。

それでは、議案書21ページをご覧ください。

番号1。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇

氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況、ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、売買。利用権の期間。移転の時期、公告日。対価の支払期限、譲受人から公社には令和8年7月17日、公社から譲渡人には令和8年8月5日。引渡の時期、対価の支払日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

番号2。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡。法律関係、賃貸借。設定する権利。賃借権。利用権の期間。始期、令和8年6月12日。終期、令和13年6月11日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

番号3。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況、ともに畑。地積、〇〇㎡。法律関係、売買。利用権の期間。移転の時期、公告日。対価の支払期限、譲受人から公社には令和8年7月17日、公社から譲渡人には令和8年8月5日。引渡の時期、対価の支払日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

番号4。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。設定する権利。賃借権。利用権の期間。始期、令和8年6月12日。終期、令和13年6月11日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

番号5。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番。地目、公簿、現況、ともに畑。地積、〇〇㎡。法律関係、売買。利用権の期間。移転の時期、公告日。対価の支払期限、譲受人から公社には令和8年7月17日、公社から譲渡人には令和8年8月5日。引渡の時期、対価の支払日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

番号1番から5番につきましては、以上となります。

議 長 ただいまの説明に関連して番号1番から5番を堅田委員より、補足説明をお願いいたします。

堅田委員 幹旋委員会におきまして売買されるものでありますので問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番から5番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、番号1番から5番については原案のとおり決定いたしました。

それでは、堅田委員は退席をお願いします。

(堅田委員退席)

議 長

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、引き続き議案書22ページをご覧ください。

番号6。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、田、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、売買。利用権の期間。移転の時期、公告日。対価の支払期限、譲受人から公社には令和8年7月17日、公社から譲渡人には令和8年8月5日。引渡の時期、対価の支払日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

番号7。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、使用貸借。設定する権利。使用貸借。利用権の期間。始期、令和8年6月12日。終期、令和18年6月11日。

番号8。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、使用貸借。設定する権利。使用貸借。利用権の期間。始期、令和8年6月12日。終期、令和18年6月11日。

番号9。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。苫小牧市〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。設定する権利。賃貸借。利用権の期間。始期、令和8年6月12日。終期、令和13年6月11日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

番号10。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇

○氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字○○、○○○
○氏。土地の表示。所在、字○○。地番、○○番○。地目、現況、畑。地積、○
○㎡外○筆。合計○筆で○○㎡。法律関係、賃貸借。設定する権利。賃借権。利
用権の期間。始期、令和8年6月12日。終期、令和13年6月11日。借賃は、○○円で
10アール当たり○○円。

番号6番から10番につきましては、以上となります。

議 長 ただいまの説明に関連して番号6番から10番を小山委員より、補足説明をお願い
いたします。

小山委員 息子の○○氏への経営移譲のための契約であり、問題ないと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見の
ある方の発言を求めます。何かございませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番から10番について、原案の
とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号6番から10番については原案のとおり決定いたしました。

(堅田委員着席)

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書25ページをご覧ください。

番号11。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字○○、○○○
○氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字○○、有限会
社○○ 代表取締役 ○○○○氏。土地の表示。所在、字○○。地番、○○番○。
地目、現況、畑。地積、○○㎡外○筆。合計○筆で○○㎡。
法律関係、賃貸借。設定する権利。賃借権。利用権の期間。始期、令和8年6月12
日。終期、令和9年6月11日。借賃は、○○円で10アール当たり○○円。番号11番
につきましては、以上となります。

議 長 ただいまの説明に関連して番号11番を行天委員より、補足説明をお願いいたし
ます。

行天委員

H28から単年で賃貸しております。また、別の農家の方が借りていた畑も新たに賃貸しました。問題ないと思います。
以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。番号11番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、番号11番については原案のとおり決定いたしました。

それでは、酒井委員は退席をお願いします。

(酒井委員退席)

議 長

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、引き続き議案書25ページをご覧ください。

番号12。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。倶知安町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。設定する権利。賃借権。利用権の期間。始期、令和8年6月12日。終期、令和13年6月11日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

番号13。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。設定する権利。賃借権。利用権の期間。始期、令和8年6月12日。終期、令和13年6月11日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

番号14。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。設定する権利。賃借権。利

	用権の期間。始期、令和8年6月12日。終期、令和11年6月11日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。 番号12番から14番につきましては、以上となります。
議 長	ただいまの説明に関連して番号12番から14番を横川委員より、補足説明をお願いいたします。
横川委員	12番、13番は平成22年から、14番は令和5年賃貸しており、今回は更新するためなので、問題ないと思います。 以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。 (発言なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号12番から14番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号12番から14番については原案のとおり決定いたしました。 (酒井委員着席)
議 長	事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書26ページをご覧ください。 番号15。利用権の設定等をする者。札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。設定する権利。賃借権。利用権の期間。始期、令和8年6月12日。終期、令和9年4月11日。借賃は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。番号15番につきましては、以上となります。
議 長	ただいまの説明に関連して番号15番を粥川委員より、補足説明をお願いいたします。
粥川委員	借人との農地を解約し、所有者には了承を得て、次の人に貸すということで問

題ないと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号15番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号15番については原案のとおり決定いたしました。

 続いて、日程第9、議案第5号「現況証明願いについて」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書36ページをご覧ください。

 議案第5号、現況証明願いについて、次のとおり現況証明願出があったので、証明の可否について議決を求める。令和8年5月27日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。番号1。区分、証明。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、畑、現況、農地、採草放牧地以外。地積、〇〇㎡。利用状況、年月日不詳で非農地。所有者は、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。理由、地目変更登記のため。

 証明願いがありました1番の事案につきましては、地区委員と現地調査をした結果、農地以外となっていることを確認しております。議案書37ページ以降に調査表並びに現況写真を添付しておりますのでご覧いただき、詳細は地区委員からご説明いただきます。

議 長 現地調査をした委員を代表して、番号1番を森委員から説明をお願いします。

森委員 番号1番について、議案書37ページからの調査表のとおり、5月8日に農業委員3名と事務局で現地調査を行いました。

 この土地の利用状況は、長年未利用で樹木や雑草が生い茂っており、農地として利用することが難しい土地であると思います。現地調査した委員の意見として、農地・採草放牧地以外の原野と確認しました。

 以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

堅田委員

農地の利用調整についてになります。資料のとおり、〇〇地区の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんから、売買の調整依頼を受けました。私が担当の〇〇地区及び、当該農地の隣接地を耕作している方に声をかけましたが、売買の意向がある方はいませんでした。このため、全町を対象に、委員の皆様に調整をお願いいたします。

議 長

他に発言ありますか。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第31回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 2時35分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 6月25日(木) 午後 1時30分